

公益財団法人横須賀市健康福祉財団
よこすかヘルパーステーション
第1号訪問事業運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人横須賀市健康福祉財団が開設する、よこすかヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う第1号訪問事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮し援助を行う。

2 サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 よこすかヘルパーステーション

(2) 所 在 地 横須賀市三春町2丁目12番地（三春コミュニティセンター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名（常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導を行うほか、介護予防訪問介護計画を作成し、利用者及び同居家族にその内容を説明する。

(3) 訪問介護員 非常勤職員10人以上

訪問介護員は、介護予防訪問介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(4) 事務職員 2名（常勤職員）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から金曜日とする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は介護予防サービス・支援計画等に基づき生活援助等を行う。

第1号訪問事業サービスを提供した場合の利用料の額は、横須賀市訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業実施要綱が定める基準によるものとし、別表のとおりとする。

（※横須賀市訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業実施要綱が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示すること。）

2 利用者宅への移動以外のサービスで交通費を要する場合及び第7条の通常の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費相当額を徴収する。（実施地域以外については、自動車の使用はしない。）

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常のサービスの実施地域）

第7条 通常の実施地域は、横須賀市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事故発生の際は、直ちに家族及び介護予防支援事業者、並びに保険者（市）に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとする。

3 サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

（苦情・ハラスメント解決）

第9条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情・ハラスメントを受け付けるための窓口を設置し、又は、ハラスメントの改善に向けた対策は、ハラスメント対策委員会で検討し、必要な改善を行うものとする。

2 前項の苦情・ハラスメントを受けた場合には当該苦情・ハラスメントの内容を記録しておくものとする。

3 提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）の定めるところにより、利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに関して横須賀市（以下「市」という。）が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第5項第三号の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止に関する責任者を選定及び設置すること。

- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会（虐待防止検討委員会）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備すること。

2 事業所は、サービス提供中に、訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症対策に関する事項）

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会 虐待防止検討委員会と一体的に運営する）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修（第10条から前条までに規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等、感染症対策及び業務継続計画の内容を含む。）の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、文書により示すこととする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人横須賀市健康福祉財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第9条及び第10条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第5条及び第6条第2項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第5条の(1)の規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

第4条、第6条別表及び第8条から第13条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第6条別表の規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

第9条、第11条及び第13条第4項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

第4条、第6条別表及び第8条第2項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

第6条別表の規定は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

第10条別表の規定は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

第5条の（1）及び第6条別表の規定は、令和7年4月1日から施行する。

【第1号訪問事業 料金表】

サービス種類	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問型サービス費 (Ⅰ) 週1回程度	287	312円/回	623円/回	934円/回
月5回以上の場合	1,176	1,275円/月	2,550円/月	3,825円/月
訪問型サービス費 (Ⅱ) 週2回程度	287	312円/回	623円/回	934円/回
月9回以上の場合	2,349	2,547円/月	5,093円/月	7,639円/月
訪問型サービス費 (Ⅲ)	287	312円/回	623円/回	934円/回
月13回以上の場合	3,727	4,040円/月	8,080円/月	12,120円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	109円/月	217円/月	326円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	217円/月	434円/月	651円/月
初回加算	200	217円/月	434円/月	651円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅲ：1月につき、合計単位数に18.2%を乗じた単位数で算定されます。				

地域別の1単位の単価
横須賀市(4級地)：10.84円